## 検疫病害虫の指定と輸入植物の消毒率

一般社団法人 全国植物検疫協会

古茶 武男(こちゃ たけお)

#### I 検疫病害虫とは

検疫病害虫の概念は、かつての日本の植物検疫にはなかったものである。植物検疫を律する植物防疫法では「直接又は間接に有用な植物を害する動植物(植物防疫法では、正確さを期するため「動植物」の語を相いているが、ここではなじみやすい「病害虫」の語を極力使用する。)」はすべて検疫病害虫とされ、国内に存在するか否かに関係なく、輸入される植物に付着していた場合はその植物を消毒しなければ輸入は認められなかった。このような日本の考え方を国際的な考え方に近づけるため、植物防疫法の改正が行われ、検疫病害虫が定義されたのは1996年(平成8年)であった。

この改正の折の検疫病害虫の定義は、その考え方を定着させるまでのいわば移行期のものであり、現在実際に指定されている検疫病害虫の実体になじまず、また、わかりにくいものとなっている。

検疫病害の定義は、2009年(平成22年)に開催された「輸入植物検疫制度に関する意見・情報交換会」において再検討が行われ現在では以下のように整理されている。

(1) 我が国未発生であるか、又は、一部に発生し公

的防除の対象となっている病害虫(系統,バイオタイプを含む。)であって,経済的な影響が大きいもの

#### 又は

(2) 我が国既発生であっても,経済的な影響が大き い我が国未発生のウィルス等を媒介する病害虫

### II 検疫病害虫の指定方法の変更

#### 1 ネガティブに検疫病害虫を指定

検疫病害虫が初めて指定されたのは、その定義を行うための植物防疫法の改正が行われた翌年の1997年(平成9年)のことである。

具体的な指定の方法は、日本に分布する病害虫のうち検疫の対象としない病害虫(以下「非検疫病害虫」という。)の種を列挙し、それら以外はすべて「検疫病害虫」とするものであり、いわば検疫病害虫をネガティブに指定したものであった(図-1)。非検疫病害虫の定義は行われていないが、以下の要件を満たす病害虫について種ごとに危険度評価を行い、危険度の低いものについて順次指定されてきている。

なお、日本に分布するおよそ 6,000 種の病害虫のうち から危険度評価を行う順番をどのように決定したのかに

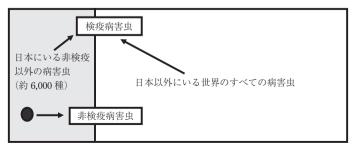


図-1 当初の検疫病害虫の指定方法(概念図)

ついては明らかでない。

- (1) 日本に広く分布すること
- (2) 日本に分布する種類であっても、性質の異なる 系統 (バイオタイプ, ストレイン) の存在が知 られていないこと
- (3) 輸入時の検査で類似の検疫病害虫との判別が迅速かつ的確にでき、国内農業に影響を及ぼす影響がないものであること
- (4) 国による防除や移動規制等の対象になっていないこと

#### 2 ポジティブに検疫病害虫を指定

非検疫病害虫は、その後数次にわたり追加されてきたが、諸外国から、検疫病害虫をネガティブに指定したのでは、検疫対象の病害虫の種名が明らかにされず、不特定多数の病害虫が検疫対象となり、種ごとに危険度評価を行って検疫病害虫を決定するという基本的な国際ルールに違反するとして WTO に訴えられるおそれがあるとされた。

このため、前述した「輸入植物検疫制度に関する意見・情報交換会」において、検疫病害虫の定義が再検討され、前述した定義に沿ってポジティブに検疫病害虫を指定することが決定された。一方で、非検疫病害虫についても指定を継続することとされた。検疫病害虫と非検疫病害虫は、原則として種ごとに指定されることとされ、関係法令においては学名により(和名のあるものは学名の次に括弧書きで和名が示されている。)ABC順に列挙されている。このようなポジティブな検疫病害虫の指定は、2011年から行われている。

また、種数の極めて多い病害虫のすべてをどちらかに 振り分けるのは困難であることから、振り分けの終わっ ていないものについては「植物検疫の対象とする病害虫 として取り扱うことができる」ものとして暫定的に植物 検疫の対象とすることとされ、原則として科(暫定的検 疫有害動物)または属(暫定的検疫有害植物)で示され ることとされた。暫定的検疫病害虫については、今後順次リスク評価を行って植物検疫上の取り扱いを決定することとされているが、膨大な数のすべての病害虫について検疫、非検疫の振り分けを行うことは無理であり、暫定的検疫病害虫は永遠に残ることになろう。

このような状況を整理すると図-2の通りである。

植物防疫法では、有害動物は脊椎動物でも無脊椎動物でも検疫病害虫に指定できる条文となっているが、これまで脊椎動物は一種類も検疫病害虫に指定されていない。また、暫定的検疫病害虫のリストにも脊椎動物は全く掲載されておらず、脊椎動物は、植物防疫法上は実質的には「非検疫病害虫扱い」となっている。ただし、脊椎動物のうちアライグマ、ヌートリア、キョン(小さなシカの1種。千葉県の山中に生息。)等日本に侵入し、農作物に被害をもたらしている哺乳動物については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(「外来生物法」と称されている。平成16年6月2日公布)により農作物に被害を与えるとして特定外来生物に指定され、輸入が原則禁止されている種がある。

2014年2月時点で実際に指定されている検疫病害虫を有害動物および有害植物別に示すと表-1および表-2の通りである。

なお、表-1には、栽培の用に供する植物に付着する場合のみ検疫有害動物として取り扱われる(消費用植物に付着する場合は非検疫有害動物として指定されている。)アザミウマ類、アブラムシ類等7科28種は含まれていない。

#### III 暫定的検疫病害虫の指定

暫定的検疫病害虫には、暫定的検疫有害動物が235科、 暫定的検疫有害植物が362属2分類群(2分類群は、① すべてのウイルス・ウイロイド、②植物に寄生するすべ ての寄生植物)が指定され、脊椎動物以外の有害動植物 はすべて網羅されているものと考えられる。

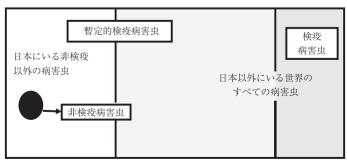


図-2 現在の検疫病害虫などの指定方法(概念図)

表-1 検疫有害動物								
分類	種数	指定された主な種						
節足動物 クモ綱								
ダニ目	19	ハダニ科 10 種						
昆虫綱	692							
アザミウマ目	61	アザミウマ科 54 種						
カメムシ目	191	コナカイガラムシ 38 種,マルカイガ						
	13	ラムシ科 30 種,アブラムシ科 32 種,						
		コナジラミ科 19 種						
バッタ目	246	バッタ科 10 種						
コウチュウ目		キクイムシ科83種, コガネムシ科43						
	124	種,ナガキクイムシ科35種						
チョウ目	53	ハマキガ科 37種,ヤガ科 25種						
ハエ目	4	ミバエ科 41 種						
ハチ目	14	カタビロコバチ科2種						
線形動物	16	ヘテロデラ科 6種						
軟体動物	741	エスカルゴ科 8種						
計								

#### Ⅳ 非検疫病害虫の指定と輸入植物の消毒率

非検疫病害虫は、2014年2月現在で、非検疫有害動物が304種(日本に分布しないウイルスを媒介するとして消費用植物に付着する場合のみ非検疫とされる28種を含む。)が指定されており、カメムシ目(118種)、チョウ目(55種)、コウチュウ目(53種)を中心に昆虫が276種を占めている。そのほかダニ類、軟体動物(カタツムリ類)、オカダンゴムシが指定されているが、脊椎動物の指定はない。

非検疫有害植物としては、真菌・粘菌が 5 属 21 種、細菌が 1 種 1 亜種、ウィルスが 2 種計 5 属 24 種 1 亜種が指定されている。これらの非検疫病害虫は、国の植物防疫官による港での検査においてどれほど多くのものが輸入植物に付着していたとしても消毒を命じられることはなく、生きた病害虫が付着したままで国内に持ち込むことが可能である。

近年の輸入植物の消毒率は、表-3の通りで、非検疫病害虫の指定の増加に伴い低下の度合いが著しい。消毒率の低下に大きな影響を与えたものと推定される非検疫病害虫の指定を植物防疫所の検疫統計の「輸入植物検査病菌・害虫発見記録」の発見回数から推定すると以下の通りである。

(1) 穀類,豆類 嗜好香辛料,油・肥飼料の消毒率 低下の大きな要因となったと推定される種類 甲虫類:コクゾウムシ (1997年指定),コクヌ ストモドキ (1997年指定),ヒラタコ クヌストモドキ (1997年指定),コナ

表-2 検疫有害植物

分類	種数	例示				
真菌・粘菌	49	稲ミイラ穂病菌, たばこべト病菌				
細菌	37	火傷病菌,ウリ類青枯病菌				
ウイルス(ウイロ	121	ソラマメステインウィルス, プラムポ				
イドを含む。)		ックスウィルス				
その他	42					
計	249					

表-3 近年の消毒率 (植物防疫所 植物検疫統計から作製)

植物の分類	1995年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年
栽植用植物	2	4	1	1	1	1
球根	3	3	2	2	4	3
種子	1	0	0	0	0	0
切花	12	18	16	12	9	10
生果実	79	73	69	71	67	62
野菜	25	29	16	4	5	6
穀類	51	33	31	15	17	13
豆類	56	38	30	25	25	20
嗜好香辛料	18	6	5	8	6	4
油·肥飼料等	15	5	10	3	3	3
木材	87	88	84	84	82	85

ナガシンクイムシ (1997 年指定), ノコギリヒラタムシ (1997 年指定), コクヌスト (1997 年指定), カクムネヒラタムシ類 4 種 (2006 年指定)

ガ類 : コクガ (1997年指定), バクガ (1997年指定)

(2) 野菜の消毒率低下の大きな要因となったと推定される種類

アブラムシ類: モモアカアブラムシ (2006 年 指定。消費用植物に付着する場 合のみ),マメアブラムシ (2008 年指定。消費用植物に付 着する場合のみ)

ジャガイモヒゲナガアブラムシ (2006 年指定。消費用植物に付 着する場合のみ), ダイコンア ブラムシ (2007 年指定)

ガ類 : コナガ (2007 年指定)

アザミウマ類:ネギアザミウマ(2005年指定),

ミカンキイロアザミウマ (2006年指定。消費用植物に付着する場合のみ), ヒラズハナアザミウマ (2006年指定。消費用植物に付着する場合のみ)

(3) 果実の消毒率低下の大きな要因となったと推定される種類

カイガラムシ類:ミカンナガカキカイガラムシ (1997年指定), ウスイロマ ルカイガラムシ(2005年指 定). アカホシマルカイガラ ムシ(2005年指定)、ヤシシ ロマルカイガラムシ (2005年指定)、アカマルカ イガラムシ (2005年指定). ナガオコナカイガラムシ (2005年指定。消費用植物に 付着する場合のみ)、マルク ロホシカイガラムシ (2007年指定)、パイナップ ルクロマルカイガラムシ (2008年指定)、クサギウス マルカイガラムシ(2011年). コンマカイガラムシ (2012年指定)

(4) 切り花の消毒率低下の大きな要因となったと推 定される種類

> ハダニ類: ナミハダニ (2005 年指定), カンザ ワハダニ (2008 年指定)

> アブラムシ類: チューリップヒゲナガアブラム シ (2008 年指定。消費用植物 に付着する場合のみ)

なお、現時点での最終的な非検疫病害虫の追加は2014年2月24日であり、この改正の施行は2014年8月24日とされ、施行により今後さらに果実の消毒率低下の大きな要因となると推定される種類としてミカンカキカイガラムシが挙げられる。

消毒率の低下によりこれまで植物検疫くん蒸に携わってきたくん蒸事業者の経営はかなり苦しいものとなってきており、中には検疫くん蒸業務からの撤退を検討している者もあるとのことである。

今後においても非検疫病害虫の追加指定は続くとされ、輸入植物の検疫くん蒸率は低下が続くものと予想されるが、検疫くん蒸が全くなくなることはないので、低い消毒率の状況下で輸入植物の消毒実施体制を維持するための方策を早急に検討する必要がある。

# 発生予察情報・特殊報 $(26.6.1 \sim 6.30)$

各都道府県から発表された病害虫発生予察情報のうち、特殊報のみ紹介。**発生作物:発生病害虫**(発表都道府県)発表月日。都道府県名の後の「初」は当該都道府県で初発生の病害虫。

※詳しくは各県病害虫防除所のホームページまたは JPP-NET(http://www.jppn.ne.jp/)でご確認下さい。

■キウイフルーツ:かいよう病

[Psa3 系統の初確認] (静岡県:初) 6/6

■ バラ (施設栽培): コナカイガラムシ類の一種 [*Planococcus* sp.] (山口県:初) 6/12

■キウイフルーツ:かいよう病 [Psa3 系統の初確認] (茨城県:初) 6/18

■ホウレンソウ:ハコベハナバエ (山口県:初)6/19